keiwa

恵和株式会社

証券コード：4251

第78期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年3月25日（火）午前10時

場所 東京都中央区日本橋茅場町１丁目５-８ 東京証券会館　８階

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役11名選任の件
第3号議案　監査役２名選任の件
第4号議案　補欠監査役１名選任の件



証券コード　4251
2025年３月10日
（電子提供措置の開始日　2025年３月３日）

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町２丁目10番５号
恵　和　株　式　会　社
代表取締役社長　　長　　村　　惠　　弐

第78期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78期　定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.keiwa.co.jp

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、３頁のご案内に従って、2025年３月24日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付又はご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2025年３月25日（火曜日）　午前10時（受付開始 午前９時30分）
2. 場　　所　　東京証券会館　８階
東京都中央区日本橋茅場町１丁目５－８
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項

1. 第78期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

○株主総会への出席

株主総会開催日時　　2025年３月25日（火曜日）午前10時
場　所　　東京証券会館　８階
東京都中央区日本橋茅場町１丁目５－８

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限　　2025年３月24日（月曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

○インターネット等による議決権行使

議決権行使期限　　2025年３月24日（月曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取っていただくか、パソコンから当社指定の議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力してログインのうえ、行使期限までにご行使ください。

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

○　議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、企業価値の中長期的向上のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

第78期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、普通配当25円に創立記念配当10円を加えた１株当たり35円とし、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき35円
   総額　674,930,480円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2025年３月26日

第２号議案　取締役11名選任の件

当社の取締役は、2024年３月25日開催の当社定時株主総会において選任いただいた11名のうち、松本由美子、青洋一の両氏は昨年の12月６日付、足利正夫氏は昨年の12月16日付でそれぞれ辞任し、他の８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	長村 惠弌（おさむら けいいち） （1947年11月18日）	1970年４月　恵和商工株式会社（現　恵和株式会社）入社 1974年３月　当社取締役 1977年３月　当社常務取締役 1982年３月　当社専務取締役 1986年３月　当社代表取締役副社長 1991年３月　当社代表取締役社長 2023年３月　当社代表取締役会長兼CEO 2024年12月　当社代表取締役社長（現任）	7,021,164株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。1991年３月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、経営全般の総括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2 新任	藤井 一将（ふじい かずまさ） （1958年10月13日）	2023年10月　当社入社 2024年２月　当社執行役員　技術生産本部本部長兼滋賀アドバンストテクノセンターセンター長 2024年７月　当社執行役員　技術生産本部本部長兼淡路ベースベース長 2024年９月　当社常務執行役員　技術生産本部本部長兼淡路ベースベース長 2025年１月　当社常務執行役員　生産本部本部長（現任）	938株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、大手化学メーカーにおいて製造部門及び経営管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、製造子会社での経営実績も併せ持つことから、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3
新任</td><td>野口　順次郎
(1972年9月13日)</td><td>1995年 1 月　当社入社
2010年 4 月　当社執行役員
2013年 6 月　当社取締役
2014年10月　当社取締役　生産本部本部長
2016年 1 月　当社取締役　生産本部副本部長
2017年 6 月　当社取締役　戦略購買本部本部長
2018年 3 月　当社常務取締役　戦略購買本部本部長
2020年 3 月　当社常務上席執行役員　生産本部本部長
2021年 3 月　当社常務上席執行役員　品質保証室室長
2025年 1 月　当社常務上席執行役員　品質保証管掌（現任）</td><td>134,165株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、長年にわたり生産関連業務に携わるとともに、主に生産部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>川島　直子
(1972年11月11日)</td><td>1996年 4 月　当社入社
2013年 4 月　当社社長室部長
2014年 6 月　当社人事総務ユニット部長
2014年10月　当社管理本部副本部長
2016年 1 月　当社取締役　管理本部副本部長
2020年 6 月　当社取締役　管理本部副本部長兼人事総務部部長
2021年 3 月　当社常務取締役　管理・購買管掌兼管理本部本部長
2024年 1 月　当社常務取締役　管理管掌兼管理本部本部長
2025年 2 月　当社常務取締役　社長室室長（現任）</td><td>74,625株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、主に管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	吉岡 佑樹 （1981年9月12日）	2012年 7 月　当社入社 2017年 4 月　当社経理部部長 2020年 3 月　当社取締役　経理部部長 2021年 3 月　当社取締役執行役員　管理本部本部長代理兼財務部部長 2025年 2 月　当社取締役執行役員　管理本部本部長兼財務部部長（現任）	14,231株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、経理・財務部門に携わり、会計全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
6 新任	上地 聡 （1971年7月19日）	1994年 4 月　当社入社 2009年 4 月　当社光学営業部OPALUS営業ユニット部長 2010年12月　当社参事 2012年 6 月　当社執行役員 2018年 3 月　当社取締役　オパルス部部長 2021年 3 月　当社上席執行役員　光学シート本部本部長 2023年 5 月　当社上席執行役員　海外マーケティング本部本部長 2024年 1 月　当社上席執行役員　生活・環境イノベーション本部本部長 2025年 1 月　当社上席執行役員　マーケティング本部本部長（現任）	114,010株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり光学製品事業部門に携わり、営業部門及び経営全般についての豊富な経験と高度な見識を併せ持っております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7
新任
社外
独立</td><td>梅村（うめむら） 俊和（としかず）
(1947年8月8日)</td><td>2008年 6 月　菱江化学株式会社代表取締役社長
2013年 6 月　同社代表取締役相談役
2014年 4 月　京都工芸繊維大学特任教授
2014年 9 月　株式会社プレジール代表取締役社長（現任）
2015年 6 月　当社取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は、三菱ガス化学株式会社の取締役常務執行役員等の要職や、同社の子会社である菱江化学株式会社において代表取締役社長を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外取締役候補者として選任いたしました。同氏には、合成樹脂事業における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

【独立役員に関する事項】
当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8
再任
社外
独立</td><td>米田（よねだ） 紀子（のりこ）
(1975年6月30日)
(戸籍上の氏名：大島紀子)</td><td>2014年10月　兵庫県弁護士会登録
TMI総合法律事務所神戸オフィス勤務
2018年 4 月　武庫川女子大学非常勤講師（現任）
2020年 7 月　神戸グレース法律事務所開設　代表（現任）
2023年 3 月　当社取締役（現任）
2023年 6 月　株式会社ソシオネクスト　社外取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

【独立役員に関する事項】
当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 再任 社外 独立	太田 俊介（おおた しゅんすけ） （1969年12月11日）	2010年９月　IMV(THAILAND) CO.,LTD. General Manager 2016年６月　IMV America, Inc. Vice President 2023年10月　IMV株式会社　欧米営業部部長 2024年３月　当社取締役（現任） 2024年10月　IMV株式会社　海外事業本部長代行兼同本部ロジスティック部長兼欧米営業部長（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、IMV株式会社の欧米営業部部長及び同社の海外子会社の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、海外事業における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。 【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。		
10 再任 社外 独立	南野 歌子（みなみの うたこ） （1975年３月28日）	1997年５月　Tyler School of Art and Architecture においてBFA in Photographyを取得 2009年３月　j.union株式会社入社（現職） 2017年４月　個人事業主（現職） 2024年３月　当社取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、アーティストとして長年にわたり先鋭的かつ独創性にあふれる作品を生み出し、グラフィックから映像まで幅広く手掛けるWEBデザイナーとしてもグローバルに活躍して来られました。その豊富な経験と実績に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。 【独立役員に関する事項】 当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11 新任 社外 独立	山本（やまもと） 美愛（みあい） （1981年7月5日）	2016年12月　大阪弁護士会　弁護士登録 2017年 1 月　弁護士法人法円坂法律事務所　入所（現職） 2021年 3 月　当社監査役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外取締役候補者といたしました。同氏には、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は現在当社の社外監査役でありますが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年であります。 【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、梅村俊和、米田紀子、太田俊介、南野歌子及び山本美愛の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者米田紀子氏、太田俊介氏及び南野歌子氏との間で、現任社外取締役として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、取締役候補者梅村俊和氏の選任が承認された場合、当社は同様の当該責任限定契約を締結する予定であります。
また当社は、山本美愛氏との間で、社外監査役として会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役１名の増員をお願いするものであります。

また、監査役山本美愛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、大保政二氏は山本美愛氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	青山（あおやま）　英一（えいいち） （1956年６月22日）	2019年６月　当社入社 2019年10月　当社マーケティング本部副本部長 2020年３月　当社常務取締役　マーケティング本部本部長 2021年３月　当社常務取締役　マーケティング管掌 2024年１月　当社常務取締役　生産管掌（現任）	4,549株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、製紙メーカーで多岐にわたる部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、実効性の高い監査ができると判断し、新たに監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	大保 政二（だいほ まさじ） （1965年7月5日）	1991年 9月　中央新光監査法人入所 1999年 3月　公認会計士登録 1999年 4月　株式会社三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社) 入社 2002年 4月　東京北斗監査法人(現 仰星監査法人) 入所 2006年 1月　大保公認会計士事務所開設　所長 2006年 5月　税理士登録 2011年 6月　当社社外監査役 2016年10月　仰星監査法人　社員 2020年 6月　株式会社名村造船所　社外監査役（現任） 2022年 6月　株式会社ユーハイム　社外取締役（現任） 2023年 7月　仰星コンサルティング株式会社　取締役（現任） 2024年 6月　株式会社キーエンス　社外監査役（現任）	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外監査役候補者といたしました。 【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大保政二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大保政二氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する専門性と経験

	氏名	企業経営	営業・マーケティング	研究開発・技術・IT	製造・品質管理	芸術・文化	会計・ファイナンス	人事労務・人材開発	リスク管理・コンプライアンス・ガバナンス	グローバル経験
取締役	長村 惠弍	○	○	○					○	○
	藤井 一将	○			○				○	○
	野口 順次郎			○	○					
	川島 直子							○	○	
	吉岡 佑樹						○		○	
	上地 聡		○	○						○
	梅村 俊和	○		○	○				○	○
	米田 紀子								○	
	太田 俊介	○	○	○			○			○
	南野 歌子			○		○				○
	山本 美愛							○	○	○
監査役	青山 英一	○	○							○
	大北 信弘				○				○	
	小林 雅和	○					○			
	大保 政二	○					○		○	

（注）上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
劉（りゅう）　玲（りん） （1973年８月６日）	2023年４月　TIS株式会社　ビジネスパートナー推進部副部長　（現任）	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 同氏は、TIS株式会社の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、補欠の社外監査役候補者といたしました。 【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 劉玲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 劉玲氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

事　業　報　告

（2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足や物価高を背景に人材確保の必要性が強く意識されたことや賃金上昇圧力が強まったことから、雇用や所得環境が改善したことに加え、インバウンド需要の本格的な回復などにより緩やかな回復基調が継続しました。一方、中国経済の低迷、欧米におけるインフレや世界的な金融引き締め政策の影響、中東情勢の緊迫化による地政学リスクの高まり、急激な円安の進行や物価上昇等により実質賃金が減少し個人消費が低迷するなど急速な景気下振れのリスクは大きく、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、PC市場の回復が継続するとともに、車載向けが緩やかな増加傾向にあるものの、その足取りは不安定であり、引き続き予断を許さない状況でありました。

このような状況におきまして、当社グループは、上位機種のノートPC・タブレット向け、車載向けを中心とする光学製品やクリーンエネルギー車向けの特殊フィルム製品などの高付加価値製品の販売促進活動に努めました。また、生産性の向上とコスト競争力の強化に取り組むとともに、将来の成長に向けた研究開発活動を推進いたしました。なお、地球の絆創膏事業においては、2024年11月に工業製品として販売するフェーズから研究開発フェーズへの移行を決定し、製品の信頼性と耐久性の向上に向けた取り組みを進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,130百万円（前期比20.3％増）、経常利益5,210百万円（前期比89.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,790百万円（前期比40.7％増）となりました。

なお、当連結会計年度より、セグメント名称を、従来の「光学シート事業」を「光学製品事業」、「生活・環境イノベーション事業」を「機能製品事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

【光学製品事業】

「ノートPC・タブレット」向けは、ノートPC向けにおいて高性能な直下型ミニLED液晶ディスプレイ向け複合拡散板「オパスキ®」の複数の案件で量産出荷を進めるとともに、従来型の液晶ディスプレイ向けの光拡散フィルム「オパルス®」については、ノートPC・タブレット向けにおいて、市場の回復による需要増に加えて既存取引先におけるシェアアップや複数の案件で量産出荷を進めたことにより売上が増加しました。

「スマートフォン」向けは、光拡散フィルム「オパルス®」の売上が引き続き減少いたしましたが、「モニター・他、高機能フィルム」は、車載向け「オパスキ®」や特殊な機能を有する新製品の売上が増加しました。

以上のことから、光学製品事業の売上高は17,146百万円（前期比27.6％増）、セグメント利益8,340百万円（前期比49.2％増）となりました。

【機能製品事業】

「クリーンエネルギー資材」は、クリーンエネルギー車向けの当社特殊フィルム製品を採用した車種が増加したものの、搭載される車両の減産の影響と太陽電池資材等の一部製品の減少により、売上が減少しました。一方、医療衛生向けフィルムは需要が増加したことにより、収益性と成長性が高い分野の売上の増加傾向が継続いたしました。また、医療衛生向けフィルムにつきましては、さらなる受注に対応するために製造設備を追加する準備を進めております。

以上のことから、機能製品事業の売上高は3,829百万円（前期比4.2％減）、セグメント利益193百万円（前期比42.8％減）となりました。

【地球の絆創膏事業】

当第４四半期連結会計期間において、工業製品として販売するフェーズから研究開発フェーズに引き戻したことにより、当第４四半期連結会計期間の売上高は1百万円にとどまりました。

以上のことから、地球の絆創膏事業の売上高は153百万円（前期比14.9％増）、セグメント損失365百万円（前期はセグメント損失440百万円）となりました。

事業別売上高

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
光学製品事業	13,440	76.5	17,146	81.1
機能製品事業	3,995	22.7	3,829	18.1
地球の絆創膏事業	133	0.8	153	0.7
合　　計	17,570	100.0	21,130	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,838百万円であり、その主なものは、光学製品事業における建屋新設及び設備新設等であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「自然と社会との共通価値を「高品質の提供」を通じて実現するＣＳＶグループを目指す」という経営ビジョンのもと、利益志向の経営を行ってまいります。2025年から2026年までを計画期間とする中期経営計画（2025年2月策定）に基づき、変化をチャンスと捉え、事業ドメインを絶えず変革し、サステナブルな成長を実現します。光学製品事業、機能製品事業ともに競争有利なセグメントへの経営資源の集中を進め、市場における顧客の絶対的信頼を獲得するとともに、「地球の絆創膏事業」については研究開発フェーズに引き戻し、確認された問題を解決し再構築をすすめてまいります。また、これらの戦略を実行するために必要なガバナンスの強化、あらゆる分野における自動化、新技術への投資、人的資本の強化といった経営基盤の強化・適正化を推進してまいります。

なお、事業別には以下のとおり対応してまいります。

【光学製品事業】

市場の拡大が見込まれる直下型ミニLED液晶ディスプレイ、高性能のノートPC・モニター、車載ディスプレイ、及びゴーグル型端末用途などへの選択的集中マーケティングを継続いたします。特に、高い技術力が要求される高付加価値ゾーンをターゲットとして、直下型ミニLED液晶ディスプレイ向けの複合拡散板「オパスキ®」や、有機EL（OLED）端末に使用される特殊な光学シートなど、高品質・高性能な製品を高精度で開発・製造し、従来型の液晶ディスプレイ向け拡散フィルムに限らず、様々な用途でシェアを向上させることで収益性向上を実現いたします。また、製造工程の自動化・省人化などを含めた生産体制の拡充を推進いたします。

【機能製品事業】

当社の有する精密加工技術により差別化が可能であり、今後伸長が見込まれるクリーンエネルギー自動車向けの特殊フィルム製品、及び医療・衛生分野向けの高品質・高機能な特殊フィルムの開発及び販売拡大を図り、高付加価値製品の構成比率を高めてまいります。加えて、従来からの安定事業である防錆紙、建材、工程紙、農業資材等については、海外における販売の開始等により引き続き収益性の向上に努めてまいります。

このような施策によって高付加価値製品の比率を高め、将来にわたる持続的成長を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第75期 2021年12月期	第76期 2022年12月期	第77期 2023年12月期	第78期 2024年12月期
売　上　高（千円）	18,130,734	21,102,765	17,570,052	21,130,440
経　常　利　益（千円）	3,467,649	6,202,415	2,757,006	5,210,683
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,569,629	4,860,906	1,983,094	2,790,706
１株当たり当期純利益（円）	144.79	252.46	102.92	144.74
総　資　産（千円）	28,771,385	29,332,857	29,267,412	32,009,727
純　資　産（千円）	14,146,463	18,907,551	20,357,532	22,957,502
１株当たり純資産額（円）	735.60	981.86	1,056.44	1,190.51

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
２．当社は、2023年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第75期（2021年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		%	
恵和光電材料（南京）有限公司	44,389千人民元	100.0	光学製品の加工及び販売
台湾恵和股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	光学製品の販売
ソウル恵和光電株式会社	200百万ウォン	100.0	光学製品の販売
KEIWA　Incorporated　USA	60千米ドル	100.0	光学製品の販売

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事　業　部　門	事　業　内　容
光　学　製　品　事　業	光学シート（オパルス®、オパスキ®等）の製造及び販売
機　能　製　品　事　業	包装資材、工程紙・建材、農業資材、クリーンエネルギー資材、医療・衛生用フィルム等の製造及び販売
地球の絆創膏事業	住宅・インフラ保護資材（KYŌZIN®、KYŌZIN Re-Roof®）の研究開発

(8) 主要な営業所および工場（2024年12月31日現在）

①当社の主要拠点

名　称	所　在　地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区
和歌山テクノセンターⅠ・Ⅱ	和歌山県日高郡
和歌山テクノセンターⅢ	和歌山県御坊市
滋賀ATセンター（SATC）	滋賀県東近江市
VCC（Value Creation Center）	京都府相楽郡
淡路ベース	兵庫県淡路市

②海外子会社の主要拠点

名　　称	所　在　地
惠和光電材料（南京）有限公司	中国 江蘇省南京市
台湾惠和股份有限公司	台湾 台北市
ソウル惠和光電株式会社	韓国 ソウル特別市
KEIWA　Incorporated　USA	米国 カリフォルニア州

（9）従業員の状況（2024年12月31日現在）

区　　分	従業員数	前期末比増減
男　　性	260名（21名）	△2名（－名）
女　　性	48名（27名）	－名（1名）
合　　計	308名（48名）	△2名（1名）

（注）　従業員数は就業人員数であり、契約社員及び臨時従業員の人員数は(　)内に外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社十六銀行	891百万円
株式会社商工組合中央金庫	764百万円
株式会社三菱UFJ銀行	450百万円
株式会社滋賀銀行	364百万円
株式会社みずほ銀行	196百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　46,000,000株
(2) 発行済株式の総数　19,283,728株（自己株式1,424株を除く。）
(3) 株主数　8,323名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
長村惠弐	7,021,164株	36.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,688,200株	8.7%
木下圭一郎	285,100株	1.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	266,000株	1.3%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	220,500株	1.1%
中島由起	200,000株	1.0%
恵和従業員持株会	164,700株	0.8%
小鶴友博	159,100株	0.8%
東亞合成株式会社	140,000株	0.7%
野口順次郎	134,165株	0.6%

（注）1. 持株比率は、小数点以下第２位を切り捨てて算出しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,424株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,870株	４名

（注）1. 社外取締役及び監査役へは、株式を交付しておりません。
2. 当事業年度中に、執行役員８名に対し当社株式7,834株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年４月24日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数が14,704株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,462,152円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長村 惠弌	
常務取締役	青山 英一	生産管掌
常務取締役	川島 直子	管理管掌 管理本部本部長
取締役	吉岡 佑樹	管理本部本部長代理 財務部部長
取締役	坂爪 裕	慶應義塾大学大学院経営管理研究科　教授
取締役	米田 紀子	株式会社ソシオネクスト　社外取締役 神戸グレース法律事務所　代表 武庫川女子大学　非常勤講師
取締役	太田 俊介	IMV株式会社　海外事業本部長代行兼同本部ロジスティック部長 兼欧米営業部長
取締役	南野 歌子	
常勤監査役	大北 信弘	
監査役	小林 雅和	小林公認会計士事務所　所長
監査役	山本 美愛	弁護士法人法円坂法律事務所　弁護士

（注）1. 取締役坂爪裕氏、米田紀子氏、太田俊介氏及び南野歌子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林雅和氏及び山本美愛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林雅和氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役坂爪裕氏、米田紀子氏、太田俊介氏、南野歌子氏及び監査役小林雅和氏、山本美愛氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年３月25日開催の第77期定時株主総会において、太田俊介氏及び南野歌子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

6. 当事業年度中に辞任した取締役

氏　　名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松本　由美子	2024年12月６日	社外取締役
青　洋一	2024年12月６日	社外取締役 株式会社大周建設代表取締役社長
足利　正夫	2024年12月16日	代表取締役社長兼COO

7. 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
長村　惠弋	代表取締役社長	代表取締役会長兼CEO	2024年12月16日

8. 当事業年度末日後に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
川島　直子	社長室室長	管理管掌 兼管理本部本部長	2025年２月14日
吉岡　佑樹	管理本部本部長 兼財務部部長	管理本部本部長代理 兼財務部部長	2025年２月14日

責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年11月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

取締役及び監査役の報酬等

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

１．当社は、指名・報酬等諮問委員会の答申に基づき、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会から委任された指名・報酬等諮問委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行った上で決定しております。

①基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例報酬及び、毎年12月に支給される賞与により構成される。月例報酬は、会社業績、役位、職責、前年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等については賞与として支給するものとし、月例報酬と同様の決定方針により基本となる額を定めた上で、当該年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価や、当社の当該年度の連結営業利益等を勘案して決定するものとする。

③非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、各事業年度の一定の時期に、上記の各取締役の賞与の算定において基本となる額に応じて定めた額の金銭を支給し、譲渡制限付の普通株式と引換えにする払込みに充てるものとする。譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間を譲渡制限期間とし、取締役が、当社の取締役会で別途定める期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

④報酬等の割合に関する方針

報酬等の額に対する基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬等の額の割合の目安は90%以上、非金銭報酬等の額の割合の目安は、10%以下とする。なお、業績連動報酬等については、当該年度の連結営業利益を勘案し、当該年度の当該役員の職務の執行状況に対する評価も含めて金銭報酬の金額を上限として変動することとする。

⑤報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき指名・報酬等諮問委員会がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額及び賞与の配分とする。

これらの権限を委任した理由は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためである。当事業年度の報酬決定時においては、同委員会は社外取締役松本由美子氏、社外取締役青洋一氏及び常務取締役川島直子氏の３名で構成される。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等に関して、指名・報酬等諮問委員会により決定された報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会の定めた決定方針を尊重し、かつ整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断している。

２．社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給しておりません。

(2) 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬及び、毎年12月に支給される賞与のみとしており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。なお、株式取得型報酬は支給しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			支給人数
		基本報酬等	業績連動報酬等(賞与)	譲渡制限付株式報酬等	
取締役	176,312	125,850	41,760	8,702	11名
(うち社外取締役)	(29,700)	(24,900)	(4,800)	(－)	(６名)
監査役	20,712	15,630	5,082	－	３名
(うち社外監査役)	(10,281)	(7,740)	(2,541)	(－)	(２名)
合　計	197,024	141,480	46,842	8,702	14名

(注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2024年12月６日付で辞任した２名及び2024年12月16日付で辞任した１名を含んでおります。
2. 役員の報酬限度額は、2011年６月26日開催の第64期定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち社外取締役は０名）、監査役の員数は、２名（うち社外監査役は２名）です。
また、上記報酬とは別枠で、2021年３月25日開催の第74期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付の付与のために支給する金銭報酬の支給限度額を30百万円以内、付与を受ける譲渡制限付株式の総数は年３万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、５名です。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益であり、2024年12月期の実績は4,740百万円であります。当該指標を選択した理由は、連結営業利益が、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額の決定方法は、連結営業利益の額ならびに各取締役の担当する部門の目標等に対する達成度合いを踏まえ決定しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
5. 譲渡制限付株式は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役坂爪裕氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の教授を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役青洋一氏は、株式会社大周建設の代表取締役社長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役米田紀子氏は、株式会社ソシオネクストの社外取締役、神戸グレース法律事務所の代表及び武庫川女子大学の非常勤講師を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役太田俊介氏は、IMV株式会社の海外事業本部長代行兼同本部ロジスティック部長兼欧米営業部長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役小林雅和氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役山本美愛氏は、弁護士法人法円坂法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役	坂爪　裕	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
取締役	松本　由美子	当事業年度に開催された取締役会のうち、2024年12月６日付で辞任するまでの16回すべてに出席し、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言・提言を行っております。
取締役	青　　洋一	当事業年度に開催された取締役会のうち、2024年12月６日付で辞任するまでの16回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
取締役	米田　紀子	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行っております。
取締役	太田　俊介	就任後開催の取締役会14回すべてに出席し、海外事業における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
取締役	南野　歌子	就任後開催の取締役会14回すべてに出席し、美術的分野における専門的見地から、経営ビジョンにおける助言・提言を行っております。
監査役	小林　雅和	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、また、監査役会16回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	山本　美愛	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、また、監査役会16回すべてに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42百万円
うち、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	42百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	42百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会により定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。

(b)取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査役と緊密に連携するものとする。

(c)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する体制を整備するためのリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社のリスク管理について、指導・助言を行うものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。

(b)業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(b)取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査役との連携を図るものとする。

(c)子会社の取締役及び使用人は、定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から求められた際に監査役と協議の上設置するものとする。

(b)監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の同意を得ることにより、独立性を確保するものとする。

(c)監査役補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先し、監査役の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。

7．当社及び当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査役に定期的及び随時報告するものとする。

(a)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(b)法令及び定款に違反する重要な事項

(c)取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為

(d)取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項

(e)内部監査の結果

(f)内部統制システムの構築に関する事項

(g)内部通報の内容及び状況

(h)その他職務遂行上、必要と判断した事項

8．上記の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。

(b)代表取締役は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1．主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が在任期間中の取締役会全てに出席しました。その他監査役会は16回、コンプライアンス委員会は４回、リスク管理委員会は４回開催いたしました。

2．監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

3．内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

（注）1. 本事業報告に掲げる金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。
2. 本事業報告に掲げる数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末日のものであります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,903,150**	**流動負債**	**7,001,000**
現金及び預金	9,936,039	支払手形及び買掛金	1,372,647
受取手形及び売掛金	4,309,823	電子記録債務	987,504
有価証券	1,499,197	１年内返済予定の長期借入金	1,566,074
商品及び製品	1,231,390	未払金	1,107,429
原材料及び貯蔵品	687,023	未払法人税等	916,470
その他	1,240,135	製品保証引当金	172,874
貸倒引当金	△460	営業外電子記録債務	385,094
固定資産	**13,106,576**	その他	492,905
有形固定資産	**12,190,202**	**固定負債**	**2,051,224**
建物及び構築物	7,386,668	長期借入金	1,526,588
機械装置及び運搬具	2,758,475	退職給付に係る負債	247,156
土地	844,176	資産除去債務	51,896
建設仮勘定	582,998	その他	225,583
その他	617,883	**負 債 合 計**	**9,052,224**
無形固定資産	**383,240**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	382,888	**株主資本**	**22,061,939**
ソフトウェア仮勘定	352	資本金	3,889,768
投資その他の資産	**533,133**	資本剰余金	3,658,368
投資有価証券	147,869	利益剰余金	14,514,605
繰延税金資産	317,759	自己株式	△803
その他	140,278	**その他の包括利益累計額**	**895,563**
貸倒引当金	△72,773	その他有価証券評価差額金	46,328
		繰延ヘッジ損益	△20,489
		為替換算調整勘定	855,497
		退職給付に係る調整累計額	14,226
		純 資 産 合 計	**22,957,502**
資 産 合 計	**32,009,727**	**負債及び純資産合計**	**32,009,727**

連結損益計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		**21,130,440**
売上原価		**11,245,472**
売上総利益		**9,884,968**
販売費及び一般管理費		**5,144,986**
営業利益		**4,739,981**
営業外収益		
受取配当金	3,275	
受取保険金	676	
助成金収入	49,441	
売電収入	22,847	
為替差益	402,755	
その他	42,277	**521,273**
営業外費用		
支払利息	27,850	
支払補償費	12,133	
売電費用	9,080	
その他	1,509	**50,572**
経常利益		**5,210,683**
特別利益		
固定資産売却益	4,067	
投資有価証券売却益	13	**4,081**
特別損失		
固定資産除却損	2,012	
減損損失	106,000	
事業再構築費用	1,179,456	**1,287,469**
税金等調整前当期純利益		**3,927,295**
法人税、住民税及び事業税	1,329,005	
法人税等調整額	△192,416	**1,136,589**
当期純利益		**2,790,706**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,790,706**

連結株主資本等変動計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年１月１日残高	3,881,305	3,649,905	12,205,643	△709	19,736,145
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	8,462	8,462			16,924
剰余金の配当			△481,744		△481,744
親会社株主に帰属する当期純利益			2,790,706		2,790,706
自己株式の取得				△93	△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	8,462	8,462	2,308,961	△93	2,325,793
2024年12月31日残高	3,889,768	3,658,368	14,514,605	△803	22,061,939

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2024年１月１日残高	37,244	28,882	544,901	10,357	621,386	20,357,532
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					－	16,924
剰余金の配当					－	△481,744
親会社株主に帰属する当期純利益					－	2,790,706
自己株式の取得					－	△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9,084	△49,371	310,595	3,869	274,176	274,176
連結会計年度中の変動額合計	9,084	△49,371	310,595	3,869	274,176	2,599,969
2024年12月31日残高	46,328	△20,489	855,497	14,226	895,563	22,957,502

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　4社

連結子会社の名称

恵和光電材料（南京）有限公司

台湾恵和股份有限公司

ソウル恵和光電株式会社

KEIWA Incorporated USA

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品、製品及び原材料

主として総平均法

b. 貯蔵品

主として最終仕入原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５～38年
機械装置及び車輌運搬具	４～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、主として個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の品質保証等に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、光学製品事業においては、中小型液晶ディスプレイ用の光拡散フィルム「オパルス®」、直下型ミニLED液晶ディスプレイ用の複合拡散版「オパスキ®」等の製造及び販売、機能製品事業においては、包装資材、工程紙、建築用資材の他、クリーンエネルギー車・医療衛生向けフィルム等の製造及び販売を行っております。地球の絆創膏事業においては、屋根用保護シートの製造及び販売を行っておりましたが、当第４四半期連結会計期間において、研究開発フェーズに引き戻しております。

これらの販売について、主として顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。販売契約において、顧客の販売実績に応じた値引額を付して販売していることから、取引の対価の変動部分を見積り、取引価格に含めております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりであります。

イ. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

ロ. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,190,202千円
無形固定資産	383,240千円
減損損失	106,000千円
事業再構築費用(減損損失)	852,670千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産について内部管理上の区分を基準としてグルーピングを行っており、処分予定資産(廃棄・売却等により処分が予定されている資産)及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行い、資産又は資産グループごとに減損の兆候判定を行っております。収益性が著しく低下した資産グループは固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、処分予定資産及び遊休資産も回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。なお、減損損失を認識するかの判定および使用価値の算定に際して用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定をおいて計算しております。

減損の兆候把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる資産又は資産グループが生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	18,800,177千円

(連結損益計算書に関する注記)

1．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
恵和株式会社 (日本、兵庫県)	事業用資産	土地 建物及び構築物 機械装置及び運搬具 有形固定資産その他	852,670
恵和株式会社 (日本、和歌山県)	事業用資産	機械装置及び運搬具	106,000

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社は投資額の回収が見込めなくなった「事業用資産」について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

当社(日本、兵庫県）のその内訳は、土地36,138千円、建物及び構築物177,648千円、機械装置及び運搬具626,764千円、その他12,119千円であります。当該減損損失については事業再構築費用として表示しております。

当社(日本、和歌山県）のその内訳は、機械装置及び運搬具106,000千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額又は処分見込額に基づき算定しております。

2．事業再構築費用

当社は、地球の絆創膏事業における事業再構築のための費用を計上しております。その内訳は、固定資産に係る減損損失852,670千円、棚卸資産評価損320,405千円等です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	19,270,448	14,704	－	19,285,152

（注）普通株式の増加数は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による14,704株であります。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	663	761	－	1,424

（注）普通株式の増加数は、譲渡制限付株式の無償取得704株、単元未満株式の買取り57株であります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年３月25日定時株主総会	普通株式	481,744	25.00	2023年12月31日	2024年３月26日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年３月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2025年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674,930	35.00	2024年12月31日	2025年３月26日

（注）2024年12月期期末配当35.00円には、創立記念配当10.00円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うための資金需要に基づき、必要な資金を主に金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

またデリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、概ね６ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建て債務は、為替の変動リスクにさらされております。

借入金は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。また、変動金利での借入金の調達資金を固定金利の資金調達に換えるため、金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されている「3. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項　④重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理細則に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

② 市場リスク（市場価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権の一部については、為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき、担当部門が個別の取引を行い、その取引内容は、定期的に担当役員に報告を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((※2) を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (※2) その他有価証券	147,869	147,869	－
資産計	147,869	147,869	－
長期借入金 (※3)	3,092,662	3,071,456	△21,205
負債計	3,092,662	3,071,456	△21,205
デリバティブ取引 (※4)	△29,532	△29,532	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「有価証券」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」「未払法人税等」「営業外電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	―

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	147,869	-	-	147,869
デリバティブ取引	-	△29,532	-	△29,532
資産計	147,869	△29,532	-	118,337

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	-	3,071,456	-	3,071,456
負債計	-	3,071,456	-	3,071,456

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引金融機関等から提示された価格等を用いて評価しており、レベル２の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（下記「長期借入金」参照）

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを主要な製品別等に分解した場合の内訳は、次のとおりであります。なお、その他の源泉から認識された収益に重要性はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自　2024年1月1日 至　2024年12月31日)
光学製品事業	
ノートパソコン・タブレット	13,573,117
スマートフォン	221,454
モニター・他、高機能フィルム	3,352,103
小計	17,146,675
機能製品事業	
包装資材	1,597,374
工程紙・建材	1,338,196
クリーンエネルギー資材	642,283
農業資材・他	252,093
小計	3,829,947
地球の絆創膏事業	
屋根補修材・他	153,817
小計	153,817
連結損益計算書計上額	21,130,440

(注) 当連結会計年度より、従来の「光学シート事業」を「光学製品事業」、「生活・環境イノベーション事業」を「機能製品事業」にセグメント名称を変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,190円51銭
1株当たり当期純利益	144円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年２月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の拡充及び資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

800,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.15%)

(3) 株式の取得価額の総額

1,200百万円(上限)

(4) 取得期間

2025年２月17日～2025年12月30日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

(その他の注記)

連結計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**15,504,299**	**流動負債**	**6,608,160**
現金及び預金	5,496,738	支払手形	21,551
受取手形	1,070,456	電子記録債務	987,504
売掛金	4,584,274	買掛金	1,283,868
有価証券	1,499,197	１年内返済予定の長期借入金	1,566,074
商品及び製品	980,199	未払金	1,184,285
原材料及び貯蔵品	677,349	未払法人税等	735,191
未収消費税等	981,448	製品保証引当金	172,874
その他	215,405	営業外電子記録債務	385,094
貸倒引当金	△771	その他	271,715
固定資産	**13,372,778**	**固定負債**	**1,844,316**
有形固定資産	**11,652,445**	長期借入金	1,526,588
建物	7,290,228	退職給付引当金	265,764
構築物	58,253	資産除去債務	51,896
機械及び装置	2,458,104	その他	68
車輌運搬具	67,999	**負 債 合 計**	**8,452,476**
工具、器具及び備品	356,297	(純資産の部)	
土地	844,176	**株主資本**	**20,398,762**
建設仮勘定	576,500	**資本金**	**3,889,768**
その他	884	**資本剰余金**	**3,658,368**
無形固定資産	**366,744**	資本準備金	3,658,368
ソフトウェア	366,392	**利益剰余金**	**12,851,429**
ソフトウェア仮勘定	352	利益準備金	57,500
投資その他の資産	**1,353,589**	その他利益剰余金	12,793,929
投資有価証券	147,869	固定資産圧縮積立金	2,096
関係会社株式	33,513	別途積立金	1,400,000
出資金	10	繰越利益剰余金	11,391,833
関係会社出資金	694,220	**自己株式**	**△803**
長期前払費用	2,158	**評価・換算差額等**	**25,839**
繰延税金資産	415,932	その他有価証券評価差額金	46,328
その他	60,484	繰延ヘッジ損益	△20,489
貸倒引当金	△600	**純 資 産 合 計**	**20,424,601**
資 産 合 計	**28,877,078**	**負債及び純資産合計**	**28,877,078**

損 益 計 算 書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,293,473**
売上原価		**10,432,813**
売上総利益		**8,860,659**
販売費及び一般管理費		**5,235,823**
営業利益		**3,624,836**
営業外収益		
受取配当金	1,152,482	
受取保険金	676	
売電収入	22,847	
為替差益	386,929	
その他	52,178	**1,615,115**
営業外費用		
支払利息	27,254	
支払補償費	12,133	
売電費用	9,080	
その他	810	**49,278**
経常利益		**5,190,673**
特別利益		
固定資産売却益	4,067	
投資有価証券売却益	13	**4,081**
特別損失		
固定資産除却損	1,799	
減損損失	106,000	
事業再構築費用	1,179,456	**1,287,255**
税引前当期純利益		**3,907,499**
法人税、住民税及び事業税	1,027,117	
法人税等調整額	△170,707	**856,410**
当期純利益		**3,051,088**

株主資本等変動計算書

（2024年１月１　日から
2024年12月31　日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
2024年１月１日残高	3,881,305	3,649,905	3,649,905	57,500
事業年度中の変動額				
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	8,462	8,462	8,462	
剰余金の配当			－	
当期純利益			－	
固定資産圧縮積立金の取崩			－	
自己株式の取得			－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－	
事業年度中の変動額合計	8,462	8,462	8,462	－
2024年12月31日残高	3,889,768	3,658,368	3,658,368	57,500

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年１月１日残高	2,645	1,400,000	8,821,939	10,282,085	△709	17,812,587
事業年度中の変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				－		16,924
剰余金の配当			△481,744	△481,744		△481,744
当期純利益			3,051,088	3,051,088		3,051,088
固定資産圧縮積立金の取崩	△549		549	－		－
自己株式の取得				－	△93	△93
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－		－
事業年度中の変動額合計	△549	－	2,569,893	2,569,344	△93	2,586,175
2024年12月31日残高	2,096	1,400,000	11,391,833	12,851,429	△803	20,398,762

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年１月１日残高	37,244	28,882	66,126	17,878,713
事業年度中の変動額				
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）			－	16,924
剰余金の配当			－	△481,744
当期純利益			－	3,051,088
固定資産圧縮積立金の取崩			－	－
自己株式の取得			－	△93
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	9,084	△49,371	△40,287	△40,287
事業年度中の変動額合計	9,084	△49,371	△40,287	2,545,887
2024年12月31日残高	46,328	△20,489	25,839	20,424,601

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品、製品及び原材料

総平均法

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物	５～38年
構築物	10～30年
機械及び装置	４～17年
車輌運搬具	４～８年
工具、器具及び備品	２～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の品質保証等に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、光学製品事業においては、中小型液晶ディスプレイ用の光拡散フィルム「オパルス®」、直下型ミニLED液晶ディスプレイ用の複合拡散版「オパスキ®」等の製造及び販売、機能製品事業においては、包装資材、工程紙、建築用資材の他、クリーンエネルギー車・医療衛生向けフィルム等の製造及び販売を行っております。地球の地球の絆創膏事業においては、屋根用保護シートの製造及び販売を行っておりましたが、当第４四半期会計期間において、研究開発フェーズに引き戻しております。

これらの販売について、主として顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から取引の対価の支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。販売契約において、顧客の販売実績に応じた値引額を付して販売していることから、取引の対価の変動部分を見積り、取引価格に含めております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりであります。

イ. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

ロ. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

（2）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	11,652,445千円
無形固定資産	366,744千円
減損損失	106,000千円
事業再構築費用（減損損失）	852,670千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	18,015,618千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	2,328,072千円
短期金銭債務	112,665千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

「連結注記表　連結損益計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 事業再構築費用

「連結注記表　連結損益計算書に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,845,954千円
仕入高	10,489千円
販売費及び一般管理費	630,414千円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	1,149,207千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	663	761	－	1,424

（注）普通株式の増加数は、譲渡制限付株式の無償取得704株、単元未満株式の買取り57株であります。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	54,866千円
棚卸資産評価減	161,750千円
製品保証引当金	52,934千円
退職給付引当金	81,377千円
資産除去債務	13,831千円
減損損失	287,463千円
繰延ヘッジ損益	9,042千円
その他	58,602千円
繰延税金資産小計	719,869千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△282,565千円
評価性引当額小計	△282,565千円
繰延税金資産合計	437,303千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,446千円
その他	△925千円
繰延税金負債合計	△21,371千円
繰延税金資産純額	415,932千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.5%
試験研究費等の税額控除額	△6.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－%
評価性引当額の減少	5.8%
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△1.9%
その他	△6.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両運搬具の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	恵和光電材料(南京)有限公司	所有直接100%	当社製品の加工・販売役員の兼務	製品の販売(注)	4,842,714	売掛金	2,275,347

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格を勘案して、合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「(収益認識に関する注記)」の内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,059円16銭
1株当たり当期純利益	158円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年２月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の拡充及び資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

800,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.15%)

(3) 株式の取得価額の総額

1,200百万円(上限)

(4) 取得期間

2025年２月17日～2025年12月30日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

(その他の注記)

計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

恵和株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤　川　　賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　中　田　　信　之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、恵和株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、恵和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

恵和株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　藤　川　　賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　中　田　　信　之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、恵和株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月18日

恵和株式会社　監査役会

常勤監査役　大　北　信　弘　㊞

社外監査役　小　林　雅　和　㊞

社外監査役　山　本　美　愛　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町１丁目５-８

東京証券会館　８階



交通

東京メトロ　東西線・日比谷線「茅場町駅」８番　出口直結

東京メトロ　銀座線・東西線「日本橋駅」C２　出口より徒歩６分

都営地下鉄　浅草線「日本橋駅」D２　出口より徒歩４分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。